

令和５年第３回五霞町議会定例会会議録

令和５年９月４日（月曜日）午前１０時開会

議 事 日 程（第１号）

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 諮問第 １号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
諮問第 ２号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第 ５ 議案第４７号 五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議案第４８号 五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議案第４９号 五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第 ６ 議案第５０号 五霞町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第 ７ 議案第５１号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 ８ 議案第５２号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 ９ 議案第５３号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第１０ 議案第５４号 町道の廃止について
- 第１１ 議案第５５号 町道の認定について
- 第１２ 議案第５６号 工事請負契約の変更について（五霞町立統合小学校及び小中一貫教育施設整備工事 本体工事）
- 第１３ 議案第５７号 令和５年度五霞町一般会計補正予算（第４号）
議案第５８号 令和５年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議案第５９号 令和５年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第６０号 令和５年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第６１号 令和５年度五霞町水道事業会計補正予算（第２号）
議案第６２号 令和５年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第１号）

- 議案第 6 3 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 6 4 号 令和 4 年度五霞町一般会計歳入歳出決算
- 議案第 6 5 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 議案第 6 6 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議案第 6 7 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第 6 8 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第 6 9 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第 7 0 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計決算
- 第 1 5 報告第 6 号 令和 3 年度五霞町財政の健全化判断比率等について（修正）
- 第 1 6 報告第 7 号 令和 4 年度五霞町財政の健全化判断比率等について
- 第 1 7 報告第 8 号 債権の放棄について
- 第 1 8 発議第 5 号 五霞町議会決算特別委員会の設置
- 第 1 9 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 第 2 0 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	猿 橋 正 男 君	2 番	小野寺 宗一郎 君
3 番	黛 丈 夫 君	4 番	山 本 芳 秀 君
5 番	植 竹 美智雄 君	6 番	新 井 庫 君
7 番	伊 藤 正 子 君	8 番	宇 野 進 一 君
9 番	鈴 木 喜一郎 君	1 0 番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者

町 長	知 久 清 志 君	代表監査委員	岩 崎 明 良 君
副 町 長	田 神 文 明 君	教 育 長	森 田 恵美子 君
総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君	まちづくり 戦略課長	古 郡 健 司 君
会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君	健康福祉課長	荒 井 富美子 君
生活安全課長	曾 根 正 明 君	都市建設課長	大 橋 勝 君
産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈 沼 光 行 君	上下水道課長	園 田 和 則 君
教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君		

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり 戦略課主事	山 藤 圭 悟 君
----------------	-----------

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 村 聖 市	書 記	田 中 孝 平
		書 記	伊 藤 弘 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第3回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今年の夏は大変暑い日が続いておりましたけれども、ようやくですね、雨も降って季節の変わり目に来たんじゃないかと思います。多少台風も心配ですが、水稻の収穫も進んで順調な食欲の秋を迎えてほしいところでございます。

今年は、関東大震災から100年に当たる年ですけれども、全国的に災害のない年であることを願っております。

本日は、議会議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本定例会には、人事に関する諮問等、条例の一部改正、町道の廃止及び認定、補正予算並びに令和4年度各会計における決算の認定等、多くの案件が提出されております。特に令和4年度の各会計決算を審議する大事な議会でもあります。決算審議において、特別委員会の設置が予定されておりますので、どうか議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、本定例会開催に当たり、去る8月21日午前9時30分から議会運営委員会が開催され、別紙、令和5年第3回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名で会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（知久清志君）改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和5年第3回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれまして

は、大変御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り誠にありがとうございます。

本定例会に執行部といたしましては、人権擁護委員の候補者推薦に関する諮問が2件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意が3件、条例の一部改正が4件、町道の廃止が1件、町道の認定が1件、工事請負契約の変更が1件、令和5年度一般会計特別会計及び事業会計の補正予算が7件、令和4年度の一般会計及び特別会計の決算が7件、令和3年度財政の健全化判断比率等修正が1件、令和4年度財政の健全化判断比率等報告が1件、債権の放棄についての報告が1件の合計29件を御提案させていただいております。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による本日の議事日程は、お手元に配付いたしました令和5年第3回五霞町議会定例会日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（樋下周一郎君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、1番 猿橋正男君、6番 新井 庫君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（樋下周一郎君）日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日4日から14日までの11日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月4日から9月14日までの11日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

続きまして、地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。御確認ください。

また、本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。

◎町長の行政報告

○議長（樋下周一郎君）続きまして、町長より令和4年度の行政施策の成果に関する報告の要請がありましたので、発言を許可いたします。

町長。

〔町長 知久清志君 登壇〕

○町長（知久清志君）令和4年度五霞町行政施策の成果に関する報告を申し上げます。

2022年、我が国の経済は、春先にまん延防止等重点措置が解除されて以降、ウイズコロナの下、個人消費や民間企業設備投資をはじめとした多くの需要項目でコロナ禍前の水準を回復しました。年の後半には、感染拡大の有無に関わらず、回復が遅れていたサービス消費も持ち直しの動きとなっていました。

一方、コロナ禍からの世界的な需要回復が続く中、2022年春先のロシアによるウクライナ侵略を契機として原材料等の需給が逼迫し、国際商品市況での価格が上昇したこと等を背景として、世界的に物価上昇が見られました。日本国内においても輸入物価や企業物価の上昇率は高い水準で推移し、消費者物価では多くの品目の価格にコスト増の転嫁を通じた波及が徐々に進み、価格上昇に歯止めがかからない状況が続いております。

こうした中で、令和4年度は第6次五霞町総合計画の3年目の年でありましたが、町は感染拡大防止対策を講じながら持続可能な行政運営を行ってまいりました。

「町民の生活を守る」、「町民の暮らしを守る」、「五霞の活力を守る」の3つの柱を中心に、昨年引き続き新型コロナウイルス感染症防止対策として、猿島郡医師会と連携しながら、安全かつ円滑なワクチンの集団接種を実施するとともに、生活支援対策として新型コロナ

ウイルス感染症に伴う自宅療養者の同居家族等に対する生活物資の支援、子育て世帯への臨時特別給付金に加え、価格高騰に伴う緊急支援策として住民税非課税世帯等を対象に給付金による緊急支援を実施しました。

また、新たな生活様式への変化に対応しつつ、地域活性化を図るイベントとして、3年ぶりに中央公民館において、五霞ふれあい祭りと五霞町健康福祉まつりを合同開催し、過去最高の来場者数を記録しました。さらに、施設の更なる利用向上と道の駅ごかへの相乗効果を目的に、Street sports park Goka のリニューアルを実施するとともに、同じ地区にラジコンパーク Goka を整備し、道の駅ごか周辺の更なる活性化と知名度アップに確かな成果を収めることができました。

そして、令和5年1月、国において新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、5月8日から5類に変更するとの発表がなされ、これまで自粛や縮小開催を余儀なくされていた町の講座や町民の活動が、ようやくコロナ禍以前の形で再開できるようになったところであります。

これらの成果を次のとおり報告いたします。

主な実施事業。

第1章、まちのかたち、グラウンドデザイン。まちの「土台をつくる」、「機能を高める」、「環境を良くする」の分野について取り組みました。

商業・工業・流通を中心とした市街地の形成に向け、新たな産業系土地利用について関係機関との協議を実施。

住宅、一定規模の店舗や事務所、賃貸住宅等の立地が可能となる都市計画法に基づく区域指定制度の運用を開始。

道の駅ごか周辺の更なる賑わいを創出するため、ごかみらい地区内調整池Aにラジコンパーク Goka を整備するとともに、屋外でのスポーツのニーズに対応するため、Street sports park Goka のスケートボードエリアにセクション7台を増設。

少子高齢化社会における移動手段の確保及び公共交通不便地域を解消するため、「ごかりん号」を運行し、持続可能な公共交通体系を推進。

水道施設の老朽化と今後の水需要の伸びに対応するため、施設の更新工事を実施。

公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の老朽化対策を実施。

太陽光による発電など新たなエネルギーの利用効率を図るため、蓄電システムを導入する町内の住宅に対し、設置費用の一部を補助。

複雑、かつ多様化する環境問題に対処し、より効果的な環境施策を実施するため、環境基本計画を改定。

災害時の重要拠点となる避難所10か所に設置している非常用電源システムの保守点検作業を実施。

町内の空き家の実態調査及び空き家所有者の意向調査を行うとともに、老朽空き家課題への対応及び有効活用を促進のため、空家等対策計画を改定。

災害時初期対応活動における備蓄食料や応急資材の管理と補充強化を実施。

消防団活動を円滑に行うため、各分団詰所の修繕、維持管理、消防水利看板設置、路面標示工事を実施。

犯罪と交通事故を未然に防止するため、カーブミラーの新設・交換等を実施するとともに、児童・生徒の安全を確保するため、下校時の防犯パトロールを実施。

住民の被害を未然に防止するため、消費生活相談窓口を毎月2回開設するとともに、消費者トラブル対策マニュアルを作成。

第2章、ひとのくらし、ライフデザイン。ひとを「育てる」、「支えを見守る」の分野について取り組みました。

教育課程及び学習指導等に関する専門的事項を行うため指導主事を1人、教育活動の充実を図るため教育活動指導員を6人、外国語指導員を2人、理科支援員を2人及びメンタルフレンド2人を配置。

児童・生徒一人一人の理解度に合わせた学びの実現や情報教育の推進を図るため、タブレット端末を活用した学習活動を実施。

学校給食において児童・生徒が成長のための必要な栄養バランスをよく摂取できるよう令和4年度から境町立学校給食センターへの委託を開始。

令和6年4月統合小学校の開校、小中一貫教育の実施に向けて、五霞小学校における校章、校歌、体操服を決定するとともに、施設整備として基本実施設計を策定し、プールほか解体工事を完了し、仮設教室を設置し本体工事を発注。

子供の強くたくましく生きる力を育むため、幼児教育施設・学校・家庭・地域の連携協力体制を強化し、家庭教育の充実を推進。

子供たちの自主性や自立性を育むため、学校の授業では体験できない学びの機会として、こども教室を開催。

子供たちの登下校時の挨拶や声掛け・見守りを行う子ども見守りスクールガードの活動を支援。

夏休みを利用して、子供たちに多様な体験及びスポーツ活動を行う機会としてBG塾を開講。

次代を担う新生児の出産を奨励し、子供の健全な育成を図るとともに、地域社会活性化に寄与するため、出産祝い金を支給。

子育て世代包括支援センター「八っ子」において、妊娠期から出産・子育て期にわたって切れ目のない支援の実施。

児童の健全育成の場となる放課後児童クラブや児童館を拠点として、遊び、創作活動やスポーツ活動のほか、保護者同士の交流や育児情報の交換の場となる教室を開催。

高齢者の生きがいづくりとしてシニアクラブ活動支援や介護予防、社会参加を促進するための高齢者いきいき活動ポイント事業を実施。

医療と介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の

最後までできるよう、在宅医療と在宅介護を一体的に提供する支援を関係機関及び境町と共同で実施。

地域で生活する障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所・関係機関と連携し、外出の機会や社会参加活動の支援。

生活習慣病やがん疾患の早期発見・早期治療が図られるよう、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、がん検診及び特定健康診査を実施。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯支援として子供1人当たり5万円、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

価格高騰に伴う緊急支援策として、生活困窮者などに対し、1世帯当たり5万円の緊急支援を実施。

新型コロナウイルス感染症対策として、猿島郡医師会と連携し、住民に安全かつ円滑なワクチン接種を実施。

新型コロナウイルス感染症陽性者の同居家族に対し、生活物資の支援を実施。

第3章、まちのしくみづくり、ソーシャルデザイン。まちの「わ（輪・和）」「活力」の分野について取り組みました。

一人一人の人権が大切にされる社会を目指して、お互いが愛情と信頼に満ちた温かい人間関係が築けるように、知識と理解を深める啓発としての人権・男女共同参画映画上映会を開催。

多種多様な情報発信手段（広報紙、ホームページ、SNS）を活用し、行政情報やまちづくりに関する情報の発信を随時行い、町に興味を持ってもらうこと、町を応援する人を増やし、町のイメージアップや地域活性化のための情報発信を実施。

地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員、各種団体と連携した相談体制の構築や福祉サービスを提供。

新型コロナウイルス感染症の影響でイベントに制限が加わる中、新たなイベント体制を構築することで、4つの大きなイベント（利根川花火大会～ごかマルシェ～、五霞ふれあい祭り・五霞町健康福祉まつり、イルミネーション キラリ☆ごかまちピカピカプロジェクト、OHANAMI ごかマルシェ）を開催。

道の駅ごか再整備事業に係る事業手法検討調査及び基本計画を策定。

担い手や農業後継者育成のための農業塾の共催や農地集積集約化を図るための農地中間管理事業の推進、農業用機械や営農技術導入の支援。

電気料金高騰による農業用水利施設を管理する土地改良区の運営圧迫について、地方創生臨時交付金を活用し、支援。

第4章、まちのしごと、行財政運営。「行政運営」と「財政運営」の分野について取り組みました。

第6次五霞町総合計画に掲げた各事業の進行管理を行い、持続可能な開発目標SDGsの理念を踏まえ各施策を推進するとともに、行政改革の推進を図るべく、五霞町まちのしご

と改革大綱及びアクションプランに基づき、効率的かつ効果的な自治体運営を推進。

株式会社染めQテクノロジーとSDGsパートナー合意書を締結し、東西小学校においてSDGs教室を開催するとともに、五霞町サステナブルマップを作成。

ハード・ソフト・情報発信の3つの視点から移住・定住を推進するため、五霞町移住・定住推進プロジェクトチームを設置。

電子自治体の推進の観点から、システム共同化による財政負担軽減及び業務効率向上に努めるとともに、町DX推進計画を策定し、デジタル社会への取組を推進。

ごかみらいLabと連携し、地元商品及び商品提供者の新たな発掘に力を入れたことにより、町のふるさと納税返礼品の種類や品数が更に充実し、寄附額が増加となり、更なるふるさと納税の推進を図るため、ウェブサイトの追加や中間管理業者の集約化並びに役場庁舎内にふるさと納税分室を設置。

会計別決算の概要。

一般会計。

一般会計決算につきましては、歳入総額 52 億 2,543 万 7,000 円で、前年対比 10.9%の減、歳出総額 47 億 3,343 万 2,000 円で、前年対比 12.6%の減となっております。

実質収支は 3 億 5,149 万 8,000 円の黒字、単年度収支は 4,137 万 3,000 円の赤字、実質単年度収支は 8,266 万 6,000 円の赤字となりました。

国民健康保険特別会計。

国民健康保険特別会計決算につきましては、歳入総額 9 億 7,422 万 7,000 円で、前年対比 1.4%の減、歳出総額 9 億 6,708 万 5,000 円で、前年対比 4.2%の増となっております。

国保財政は、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、町は保険料の賦課徴収、資格管理や保険給付などの事務を行っています。

主な事業といたしましては、国保財政の安定化運営を図るため、収納率向上に向けた対策の強化、国保資格の適用適正化の推進、医療費削減効果及び抑制効果が高いジェネリック医薬品の推奨や生活習慣病を中心とした疾病予防歯周病予防事業を実施しました。

後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療特別会計決算につきましては、歳入総額 2 億 2,625 万 9,000 円で、前年度対比 11.0%の増、歳出総額 2 億 2,560 万 2,000 円で、前年対比 11.0%の増となっております。

主な事業といたしましては、窓口業務や保険料の徴収のほか、後発医薬品の普及推進、歯科健康診査の実施、健康診査の受診率向上、さらには健康診査の結果に基づき、重複・頻回受診者への訪問指導、生活習慣病重症化予防事業等を実施しました。

介護保険事業特別会計。

介護保険事業特別会計につきましては、歳入総額 7 億 9,766 万 8,000 円で前年対比 1.5%の減、歳出総額 7 億 1,883 万 7,000 円で、前年対比 8.8%の減となっております。

主な事業といたしましては、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援を目的に地域支援

事業を行い、地域包括ケアシステムの構築に努めました。また、新型コロナウイルス感染症対策をしながら、コロナ禍以前の内容での各種予防教室の再開、地域での活動拠点となる通いの場づくりを支援しました。

また、介護予防事業や介護給付が効率的かつ公正・中立に行われるよう介護給付適正化事業を推進しました。

公共下水道事業特別会計。

公共下水道事業特別会計決算につきましては、歳入総額6億949万9,000円で、前年対比6.2%の増、歳出総額5億7,014万8,000円で、前年対比0.5%の増となっております。

主な事業としましては、沈砂池及び再利用水等機械・電気設備更新工事、地方公営企業法適用化移行支援業務、最初沈殿池更新に伴う実施設計業務、広域化・共同化支援業務、有害物質分析業務等を実施しました。

農業集落排水事業特別会計。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入総額2億280万2,000円で、前年対比8.8%の増、歳出総額1億8,315万2,000円で、前年対比1.6%の増となっております。

主な事業としましては、地方公営企業法適用化移行支援業務、農業集落排水施設財産処分業務、水処理センター維持管理業務、農業集落排水台帳補正業務等を実施しました。

水道事業会計。

水道事業につきましては、年間有収水量は162万5,055立米を供給し、前年対比1万5,899立米で1.0%の減となり、用途別では工場用水使用量等が減少したものです。

収益的収入は、4億9,368万5,000円、収益的支出は4億8,847万3,000円となっており、資本的収入は1億8,410万円、資本的支出では、川妻浄水場急速攪拌機更新工事等により、3億4,779万4,000円となっております。

令和4年度の各会計決算の審査に当たり、主な行政施策の成果について報告させていただきました。

各事業、取組の詳細及び決算の内容につきましては、別添の令和4年度五霞町各会計別決算の主なる施策の成果に関する説明書に基づき、委員会審議の中で詳細に御説明申し上げたいと存じます。

議員各位の御理解をいただき、原案のとおり御承認いただきたくよろしくお願い申し上げます。令和4年度の五霞町行政施策の成果に関する報告とさせていただきます。

令和5年9月4日、五霞町長 知久清志。

○議長（樋下周一郎君）以上で、諸般の報告を終わります。

◎諮問第1号・諮問第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）これより議事に入ります。

日程第4、お諮りいたします。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについての人事案件ですので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）諮問第1号、2号の人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、一括して御提案申し上げます。

令和5年12月31日に任期満了となる委員につきましては、引き続き人権擁護委員として法務大臣に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

委員につきましては、篠崎 勝氏、竹内貴久子氏の2名でございます。なお、委員の任期につきましては、令和6年1月1日から令和8年12月31日の3年となります。参考資料として、候補者それぞれの履歴をお手元に配付させていただきましたので、御審議の上、御意見賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに諮問第1号を採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、篠崎 勝氏は適任であると答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）着席願います。

起立全員です。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者として篠崎 勝氏は適任であると答申することに

決定しました。

続いて、諮問第2号を採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、竹内貴久子氏は適任であると答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

諮問第2号は、人権擁護委員の候補者として竹内貴久子氏は適任であると答申することに決しました。

◎議案第47号～議案第49号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第5、お諮りいたします。

議案第47号から議案第49号までは、五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての人事案件ですので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第49号を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第47号から49号の五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について一括して御提案申し上げます。

令和5年9月7日に任期満了となる委員につきましては、再任をお願いしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

委員につきましては、山中武男氏4期12年、大久保武雄氏3期9年、菊地正明氏3期7年の3名でございます。なお、委員の任期につきましては、令和5年9月8日から令和8年9月7日までの3年となっております。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

最初に議案第 47 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 47 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 48 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 48 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 49 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 49 号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第 50 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 6、議案第 50 号 五霞町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 50 号 五霞町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

デジタル社会の形成を図るため、本年 5 月から開始となったマイナンバーカードの移動端末設備、スマートフォンへの電子証明書の搭載に当たり、電子署名等に係る地方公共団体

情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されました。

つきましては、上位法令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

本定例会では、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 50 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 51 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 7、議案第 51 号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 51 号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

こども家庭庁の設置に伴い、内閣府所管の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことから本条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 51 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 52 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 8、議案第 52 号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 52 号 五霞町家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

こども家庭庁の設置に伴い、厚生労働省所管の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことから本条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 52 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 53 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 9、議案第 53 号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 53 号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者の内容が変更されたことから、本条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 53 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 54 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 10、議案第 54 号 町道の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 54 号 町道の廃止について御提案申し上げます。

今回、廃止をお願いいたします町道は、山王地内の町道 1583 号、江川地内の町道 1604 号線及び町道 1608 号線の 2 路線でございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 54 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号 町道の廃止については、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 55 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 11、議案第 55 号 町道の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 55 号 町道の認定について御提案申し上げます。

今回、認定をお願いいたします町道は、江川地内の町道 1604 号線及び町道 1608 号線の 2 路線でございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 55 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号 町道の認定については、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 56 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 12、議案第 56 号 工事請負契約の変更について（五霞町立統合小学校及び小中一貫教育施設整備工事 本体工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 56 号 工事請負契約の変更について（五霞町立統合小学校及び小中一貫教育施設整備工事 本体工事）について御提案申し上げます。

令和 5 年 1 月 20 日、第 1 回議会臨時会において議決いただいた五霞町立統合小学校及び小中一貫教育施設整備工事 本体工事について、変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、教育次長の補足説明を願います。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）議案第 56 号 工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

議案書の 44 ページをお開き願います。

五霞町立統合小学校及び小中一貫教育施設整備工事 本体工事につきましては、第 1 回議会臨時会で議決をいただき、五霞西小学校は本年 4 月から仮設教室に移り、校舎等の改修

工事を実施してまいりました。今回、工事を行う中で、施工内容の変更が必要となったため、工事請負契約の変更を提案するものでございます。

変更の主な内容について申し上げます。

1 点目は、防水改修です。

校舎屋上のウレタン防水をはがして確認しましたところ、裏側に損傷を確認し、当初設計の防水改修に加えまして損傷箇所の改修を追加するものです。

2 点目は、外壁改修です。

外壁のクラック等の補修につきましては、当初の設計では目視により把握をし、面積当たりで設計をしておりましたが、工事において足場を組み、外壁の上方の部分で、目視では確認できなかったクラックの確認と打診検査を行った結果、数量が確定したことによる減額の変更となるものです。

3 点目は、建具改修です。

防火シャッターにつきましては、2001 年製のものです。現在、使用できております。毎年行う点検におきましても問題はありませんでしたが、今後、長期的に使用するため、防火シャッターの手動開閉器の交換と危害防止装置を追加するものでございます。

4 点目は、職員室の O A フロアについてです。

職員室の床材をはがしたところ、不陸が大きかったため、当初設計の置き敷きタイプから支柱タイプに変更するものでございます。

5 点目は、トイレ壁面の汚れ防止、そして、壁色彩のバランスを取るため、化粧メラミン板の設置範囲を増加するものでございます。

以上が、主な変更内容です。

変更後の請負金額は 7 億 8,824 万 9,000 円で、今回の変更による増額が 4,574 万 9,000 円です。

契約の相手方は、埼玉県行田市桜町 1 丁目 5 番 16 号、小川工業株式会社 代表取締役 小川貢三郎でございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

黛 丈夫君。

○3 番（黛 丈夫君）質問をさせていただきます。

本議案 56 号は工事契約の変更ということですが、本工事は本体工事で、11 月が、工期で残り 3 か月の秒読み段階に入っていると、そういうふうに認識しております。

本議案は、そうした状況を踏まえて対応をしている変更の趣旨等で、工事工程の停滞も招くことはできませんので。ただし、単に金額の変更ということじゃなくてですね、私としま

しては、それだけでの判断はできないと考えております。ですから、質問をさせてもらうのですが、私は、良い工事をしていると。良い工事がなされているんだってということがですね、本来ですと、執行部の中では、そういった監理をやっているということがあるわけなんです、その辺を示していただきたい。特に、工事請負契約金額の変更というような、一見、価格承認をすることのように見受けられるんですけども、実際は、工事価格を含む工事品質が担保されていると。そういったことを確認できることが重要な正否の判断になるものと、私は強く思っています。

よって、工事品質を高めるには、一般的には適正な工期と適正な価格、良い計画が必要条件とされているわけですが、これからが私の具体的な質問内容に入ります。工事品質が保たれた良い工事、特に本契約変更に関してですね、現場進捗状況と変更に至る経緯が確認できる、要は裏づけについてですね、質問いたします。

変更の状況の経過が確認できるもの、変更追加工事として請負者、設計管理、発注者が認識したと、また、相互のやり取りのそういったエビデンスですね。そういったものがあるか。あと、工法を絞り込む、今回はですね、多分、当初設計にはなかった変更内容を入れていくわけですから、その辺の比較ですね。比較や確認ができる、そういったやり取りをやっているものがあるのか。あとは、費用計上の見積もりの採取について。1社とかですね、そういうことじゃなくて、また、当請負者の元請けとは全然関係ない第三者的な見積もりを採用していると思うんですが、そういったものがあるのか。あと、実際の工事に当たってですね、きちっとした品質確保がなされている——要は、ただ造りやいいってもんじゃないで、造った物の性能がちゃんとしているのか。それとあと、こういった瑕疵についてどうなっているのか。そういったものは、当然契約書約款に書いてあるのですが、そういった具体的な現場の試験とかは、ちゃんとやれているのか。そういったことについて伺いたいと思います。

すみませんが、急で申し訳ないですが、分かる範囲でいいですから御提示いただきたいと思います。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）教育次長答弁。

○教育次長（猪瀬英子君） 議員様からの御質問について御答弁を申し上げます。

まず初めに、現場の状況と経過の確認ができるものということでございますが、本工事につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和5年1月の議会臨時会におきまして契約の議決をいただいた後、毎週火曜日に工程会議を行ってございます。発注者である町の教育委員会職員、そして、施工監理業務を委託しています設計事務所、そして、施工業者が集まりまして、工事工程の確認、指示等を行ってございます。この8月末までに、2月からの約7か月間で30回程度開催をしているところです。

また、各月の最初の工程会議におきましては、例月工程会議といたしまして、先ほど述べましたメンバーに加えまして五霞西小学校、五霞中学校の教頭先生にも御出席をいただき、打ち合わせをしているところです。このほか、教育委員会職員につきましては、工程会議の

ほか随時連絡を取り合っているところです。

今回の変更、そして、追加についてでございますが、工程会議にて質疑として施工業者から現場の状況の報告を受けまして、施工監理業務を委託している設計事務所が対応方法を検討してまいります。そうしまして、次回、工程会議で提案、そして決定をしているところです。

例えば、先ほど申し上げました防水改修のところでは、施工業者が現地調査によりまして躯体の損傷を発見し、報告を受けました施工監理業務を委託している設計事務所が対応方法としまして複数の工法を提案し、その中で、金額、工期、今後の耐久性などを考慮しまして、次の会議で適正な工法を選択しているところです。なお、これまでの工程会議の内容につきましては、議事録として残してございます。

次に、見積もりや品質確保についてでございますが、設計変更につきましては、当初の設計と同様に刊行物の物価版などを使用しています。こちら使用しておりますが、掲載されていない単価につきましては、施工監理業務を委託しています設計事務所が他の業者から見積もりを徴収しているところでございます。

また、材料や製品の品質検査についてでございますが、こちらも施工監理業務を委託しています設計事務所、そして、町、教育委員会職員が立ち会い、品質の確認を行っているところです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）3番、黛 丈夫君。

○3番（黛 丈夫君）どうもありがとうございます。

急な質問で、おおむねこんな感じというのは前にも話はしたのですが、きちんと答えていただいております。

要はですね、価格だけが先行しちゃうのは、私は、ある意味間違っていると思っています。中身が問題であって、きちっと手順にのっとってやっている。それを確認しないとですね、めくら判を押すような形になっちゃうと。その辺は避けたいと思います。次長の明確な答弁で私の思っているところは、粗方ですね、分かりました。ほかの議員さんは分かりませんが、私はそう思っています。詳細のですね、監理書類の中身については、もう逆に言うと、執行部さんのほうでやっているということで、お任せするしかない。そこまで我々が立ち入ることも考えておりませんので、契約ですからね。請負者と発注者と、先ほど言いました設計監理者が、互いにそれぞれの決めた役目をやっていたいています。それで、まず現場のほうは、またきちっと職人さんがやってくれば、良い品質のものができると。協議した内容が、性能についてとか、この防水なんかは、これがいいとか、あれがいいって、そういったことをきっちりやってですね、なおかつ、それがきちっとした工期の中で、条件がそろったところでやれば、いい物が納められると思います。

あともう一つですね、来年の3月までの工期、4月開校に向けての動きはですね、工期は担保されるのでしょうか。その辺をちょっと伺います。

○議長（樋下周一郎君）教育次長答弁。

○教育次長（猪瀬英子君）御心配をいただいております工期内の竣工につきましてでございますが、11月30日までが工期となっております。来年春の開校に向けまして、週ごとに開催をしています工程会議、これまでも実施しておりましたが、そちらにつきましても進捗について確認をし、現在、工期内の竣工に向けて進めているところです。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）3番、黛 丈夫君。

○3番（黛 丈夫君）どうもありがとうございます。

まずは、今の段階では、きちっとレールに乗っているということで安心させてもらいます。

本事業はですね、未来のある五霞町の子供たちのための統合小学校、小中一貫の教育施設で、今後ですね、長きにわたり使用する重要な、とても重要な施設の建設であるということを改めて認識しなければいけないと思っています。

当然のことですね、全市民が注目して大いに期待しているところでもありますので、とりわけ、この施設で学ぶ子供たちにとっては、我々が見ている以上に大きな夢と期待を持って工事を眺めているんじゃないかと思います。ということを踏まえてですね、もう一度私は、良い工事をしてもらいたいということで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第56号を採決いたします。

議案第56号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第56号 工事請負契約の変更について（五霞町立統合小学校及び小中一貫教育施設整備工事 本体工事）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号～議案第63号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第13、お諮りいたします。

議案第57号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第4号）、議案第58号 令和5年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 令和5年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第60号 令和5年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号 令和5年度五霞町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第62号 令和5年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第63号 令和5年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第63号を一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第57号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第4号）、議案第58号 令和5年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 令和5年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第60号 令和5年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号 令和5年度五霞町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第62号 令和5年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第63号 令和5年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）につきまして一括して御提案申し上げます。

初めに、議案第57号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第4号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,694万2,000円を追加し、総額をそれぞれ57億5,274万7,000円とするものでございます。

次に、議案第58号 令和5年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,251万2,000円を追加し、総額をそれぞれ10億3,051万2,000円とするものでございます。

次に、議案第59号 令和5年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ540万7,000円を追加し、総額をそれぞれ2億3,940万7,000円とするものでございます。

次に、議案第60号 令和5年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,831万1,000円を追加し、総額をそれぞれ8億7,631万1,000円とするものでございます。

次に、議案第61号 令和5年度五霞町水道事業会計補正予算（第2号）ですが、収益的収入及び支出において、収入支出とも643万円を減額するものでございます。また、資本的収入及び支出において支出から94万円を追加するものでございます。

次に、議案第 62 号 令和 5 年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）ですが、収益的収入及び支出において収入支出ともに 326 万円を追加するものでございます。また、資本的収入及び支出において、支出から 45 万円を減額するものでございます。

次に、議案第 63 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入支出ともに 33 万円を減額するものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 57 号から議案第 63 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号から議案第 63 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 64 号～議案第 70 号の一括上程、説明

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 14、お諮りいたします。

議案第 64 号 令和 4 年度五霞町一般会計歳入歳出決算、議案第 65 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第 66 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第 67 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第 68 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第 69 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、及び議案第 70 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計決算は、令和 4 年度各会計決算でございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号から議案第 70 号を一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 64 号 令和 4 年度五霞町一般会計歳入歳出決算、議案第 65 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第 66 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第 67 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第 68 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第 69 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第 70 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計歳入歳出決算につきまして、一括して御提案申し上げます。

決算の概要につきましては、先ほどの行政施策の成果に関する報告の中で申し上げたとおりでございます。

各会計の決算は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により監査委員の意見書を付けて議会の認定に付すべきものとされており、監査委員の審査につきましては、去る 8 月 7 日、8 日の 2 日間、審査を実施し、意見書をいただいているところでございます。

これら各会計の決算書並びに主なる施策の成果につきましては、本定例会において決算特別委員会が設置される予定でありますので、決算特別委員会において詳細について御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）次に、本来ならば各担当課長から各会計における決算の補足説明を願うところでありますが、決算特別委員会への付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認め、補足説明を省略いたします。

以上で、各会計における決算の説明が終わりました。

◎監査委員の決算審査等の報告

○議長（樋下周一郎君）ここで、監査委員の決算審査意見書並びに財政健全化及び経営健全化審査意見書が配付されております。

それでは、岩崎代表監査委員から報告をお願いいたします。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎明良君 登壇〕

○代表監査委員（岩崎明良君）皆さん、こんにちは。

代表監査委員の岩崎でございます。

本年 5 月から五霞町長 知久清志様の新体制の下、日々町政運営に御尽力いただきましたこと、厚く感謝申し上げます。大変ありがとうございます。

また、職員の皆様には、各種事業等の実施に当たりまして日々御尽力をいただきましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、お手元の令和4年度五霞町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について述べさせていただきたいと思います。

1 ページには、審査期日、審査場所、審査の対象、決算の状況、そして次のページには、審査方法が記載してあります。

審査の結果でございますが、一般会計及び特別会計を通じて決算額は計数に誤りがなく、証拠書類も整理されており、正確であると認められました。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

2 ページ中段、審査の意見について述べさせていただきます。

1 点目は、町財政状況の見通しについてとしまして、令和4年度の決算は、依然として厳しい財政状況の下、事業の選択と集中、優先度に基づく事業実施の結果、健全化判断基準の数値に問題はありませんが、今後想定される老朽化した公共インフラの再整備や大規模修繕などを踏まえ、中期財政見通しを前提とした計画的、かつ持続可能な行政運営を行っていただきたいと思います。

2 点目は、事業の見直しについてでございます。依然として義務的経費が歳出予算全体を占める割合が大きく、財政の硬直化が進んでおり、財政運営を取り巻く環境は予断を許さない状況が続いております。そのような中でも各種事業の実施に当たっては、担当部署のみならず、全職員がコスト意識を持ちながら、費用対効果をしっかりと検証し事業の見直しを図るとともに、自治体DXの推進等にも努めていただきたいと思います。

3 点目は、人口減少対策、定住促進についてでございます。人口減少が進む中、これからのまちづくりには、子育て世代が魅力とを感じる学校教育の充実や教育環境の整備、空き家バンクの有効活用や結婚支援対策の充実など、本町が取り組む施策を外部に対して積極的に情報発信し、人口減少対策、定住化の更なる推進を図っていただきたいと思います。

4 点目は、公共交通のあり方についてとしまして、今後、高齢化に伴い運転免許証の返納が増えていく中で、コミュニティ交通の必要性は認識しております。オンデマンドバスの実証実験に当たりましては、詳細な利用実態の把握に努め、その結果に基づき、費用対効果や財政状況を考慮し、利用実態に合わせた公共交通の検討を行っていただきたいと思います。

5 点目は、道の駅についてでございます。道の駅ごかは、町の地域振興において不可欠な施設であります。しかしながら、町内生産者の高齢化が進んでおり、野菜の出荷数の減少が懸念されているところであります。今後の道の駅ごかの更なる充実を図るためには、新規生産者の育成や品ぞろえを充実させるとともに、特産品の開発にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

6 点目は、ふるさと応援基金についてでございます。ふるさと応援寄附金の積極的な事業展開により、寄附金が前年度と比べると約 6,688 万円の増加となり、自主財源の収入減に大きく寄与しております。今後とも魅力的な返礼品の開発・発掘に力を入れて、五霞町を広く

PRできるよう取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、令和4年度水道事業会計決算審査意見書について申し上げます。

審査期日、審査場所、審査対象、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、審査方法は記載のとおりでございます。

審査の結果でございますが、決算書、財務諸表及び附属書類は定められた様式に基づいて作成されており、計数につきましても帳簿、証書類と照合した結果、正当と認められました。

審査の意見について述べさせていただきます。

水道事業会計における一般会計からの繰入れは、南摩ダムの負担金が本格化すると更なる増加が想定されます。今後、更なる歳出の抑制と中期財政見通しを前提とした計画的、かつ持続可能な事業運営を行っていただきたいというふうに思います。また、地方公営企業の原則である独立採算制による健全な経営を行い、収支の均衡を図るために広域化の取組を推進するとともに、料金改定も併せて検討をいただきたいというふうに思います。

最後に、五霞町財政健全化及び経営健全化に関する審査意見を述べさせていただきます。

審査概要、算定の結果は意見書記載のとおりでございます。

なお、意見書中段、審査の結果について述べさせていただきます。

健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるものであります。

また、算定の結果、健全化判断比率はいずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められます。資金不足比率についても、各公営企業会計において生じていないことから、良好な状態であると認められます。

ただし、数字上は健全段階ではありますが、五霞町のような財政規模が小さい町では、算定の基礎となる数値が多少変化しただけで、健全化判断比率等の数値が急激に変化することが起こり得ますので、今後も極めて厳しい財政状況が続く中、より一層の財政健全化に努められるよう要望いたします。

以上でございます。

議員の皆様方には、慎重審査の上、御審議くださいますようお願い申し上げまして、報告といたします。

令和5年9月4日、五霞町代表審査委員 岩崎 明良。

○議長（樋下周一郎君）以上で報告が終わりました。

◎報告第6号

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第15、報告第6号 令和3年度五霞町財政の健全化判断比率等について（修正）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第6号 令和3年度五霞町財政の健全化判断比率等の修正について御説明申し上げます。

令和3年度の財政の健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度第3回定例会において報告いたしましたが、茨城県との調整において指標の一部が変更となりましたので、修正報告させていただきます。

変更箇所につきましては、将来負担比率でございます。昨年度報告時点の26.6%から16.2%に上方修正するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）報告第6号 令和3年度五霞町財政の健全化判断比率等の修正について御説明申し上げます。

議案書の125ページをお願いいたします。

令和3年度の財政の健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年第3回定例会において報告をいたしましたが、茨城県との調整において将来負担比率が変更となりましたので修正報告をさせていただきます。

修正前の表、一番右の欄でございますけども、将来負担比率が26.6%でございました。修正後につきましては、16.2%ということで上方修正となったものでございます。要因としましては、地方債の償還額等に充当可能な基金である財政調整基金の計上額が変更となったことによるものでございます。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第6号については、報告のとおりといたします。

◎報告第7号

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第16、報告第7号 令和4年度五霞町財政の健全化判断比率等についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第7号 令和4年度五霞町財政の健全化判断比率等について御説明申し上げます。

この財政の健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、早期健全化と財政の再生の2段階で財政の健全化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするもので、令和4年度決算に係る財政の健全化判断比率を報告するものです。

特に、実質公債費比率でございますが、前年度対比2.8ポイント増の13.5%という結果になりました。また、将来負担比率でございますが、前年度対比0.4ポイント増の16.6%となりました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）報告第7号 令和4年度五霞町財政の健全化判断比率等について御説明いたします。

議案書の127ページをお願いいたします。

1の概要でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度決算に係る健全化判断比率並びに資金不足比率を議会に報告し公表するものでございます。

2の算定の結果でございますけども、5項目の指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに全ての会計で赤字が生じておりませんので該当はしませんでした。

次に、実質公債費比率でございますけれども、本年度は13.5%、前年度と比較しまして2.8ポイントの増加をいたしました。主な要因としましては、地方債の元利償還金及び公営企業等の地方債の償還に対する繰入金の増加によるものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、町が将来にわたって負担する全ての負債の割合で、本年度は16.6%、前年度と比較しますと0.4ポイントの増加となりました。主な要因としましては、公営企業債等繰入見込額の増加によるものでございます。

次に、資金不足比率でございますけども、公共下水道事業、農業集落排水事業、水道事業の公営企業会計におきましては、全て資金不足、赤字は生じておりませんので該当はしてございません。

以上のとおり報告いたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第7号については、報告のとおりといたします。

◎報告第8号

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第17、報告第8号 債権の放棄についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第8号 債権の放棄について御説明申し上げます。

債権の放棄につきましては、町が管理する債権について、五霞町債権管理条例第16条第1項の規定に基づき放棄した債権を、同条第2項の規定に基づき、決算の認定を行う議会にて報告するものでございます。

町が管理する債権のうち、令和4年度に放棄した債権は、水道事業会計13名、33万4,748円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）報告第8号 債権の放棄について御説明いたします。

議案書の129ページをお願いいたします。

町が保有する債権につきましては、各担当職員が連携し、日々回収に努めておりますが、その中でも、死亡や行方不明、転出等により債務履行の見込みがないと認められる債権について、五霞町債権管理条例第16条第1項の規定に基づき、債権を放棄してございます。

令和4年度に放棄した債権につきましては、水道事業会計において水道料金を13名分、件数としましては61件、金額については33万4,748円でございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第8号については、報告のとおりといたします。

◎発議第5号の上程、説明、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第18、発議第5号 五霞町議会決算特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります宇野進一君から提案理由の説明を求めます。

宇野進一君。

〔8番 宇野進一君 登壇〕

○8番（宇野進一君）皆さん、改めましてこんにちは。

8番議員の宇野でございます。

発議第5号 五霞町議会決算特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

令和4年度は、コロナ禍の影響により新型コロナワクチン接種事業をはじめ、各種経済対策を含めた感染症対策事業など迅速な対応をいただき厚く御礼を申し上げたいと思います。

先ほど、岩崎代表監査委員から審査意見書の報告がありましたが、第6次総合計画に基づく行政運営では、住民サービスの維持向上に努めるとともに、厳しい財政状況下における優先度に基づく事業の選択を図りながら実施いただきまして、厚く感謝申し上げたいと思います。

さて、そのような中、令和4年度決算の概要を見ますと、一般会計の歳入歳出決算は、前年度と比較すると、歳入では、町税や寄附金等が増収したものの、国庫支出金の減収や町債の借入れ抑制を図ったことから、全体では減額となっております。歳出では、教育費、公債費等が増額しましたが、民生費、商工費、土木費等が減額したことから、全体では減額としております。

令和5年度以降においては、公共インフラの老朽化に伴う再整備や大規模の修繕等への対応、町立小学校統合と小中一貫教育学校の施設整備、さらには、上下水道事業の広域化の推進など、引き続き、多くの財源を必要とする課題が山積しております。さらには、実質公債費比率が上昇傾向にあるなど、本町の財政状況は依然として予断を許さない極めて厳しいものであります。

行財政全般にわたって監視機能を委ねられている我々議会の責任は極めて重大であり、これら決算の認定に当たっては、慎重に審査すべきものと考え、決算特別委員会の設置を提案するものであります。

決算特別委員会の内容等については、別紙1から3までのとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号～議案第70号の委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

議案第64号から議案第70号までの令和4年度各会計決算については、8人の委員で構成する決算特別委員会へ付託し、審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第64号から議案第70号は、付託一覧表のとおり決算特別委員会へ付託することに決しました。

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第19、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算案に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号は、会議規則第87条の規定により、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願は、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎休会の件

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 20、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、本会議を明日 9 月 5 日から 9 月 11 日まで休会したいと思います。

この件に関し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、9 月 5 日から 9 月 11 日まで本会議を休会いたします。

次の本会議は、12 日午前 10 時から開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 46 分

